

申込内容に関する確認書 兼 申出書

契約に関する説明事項

私(お申込人および連帯債務予定者をいう。以下同じ。)は、下記について、住宅ローン(クレディセゾンのフラット50、フラット35PLUS、フラット35つなぎローン、ホームアシストローンをいう。以下同じ。)の借入申込時に株式会社クレディセゾン(以下「貴社」という。)から説明を受け、了承しました。

- (1) 申込書に記入した融資希望額・返済期間・対象物件についての申し込みであること。
- (2) 融資金利は、借入申込時の金利ではなく、融資実行時(資金交付時)の金利が適用されること。
- (3) クレディセゾンのフラット50の融資率の上限は住宅建設費または住宅購入費(【フラット35(リフォーム一体タイプ)】の適用がある場合はリフォーム工事費を含む)の9割であること。
クレディセゾンのフラット50は、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されること。なお、返済が終了するまでの間に脱退年齢(80歳)に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、または保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されないこと。
- (4) クレディセゾンのフラット50を利用して返済期間を長くすることにより、同じ金額を【フラット35】で借り入れた場合と比べて、毎月返済額が少なくなる一方で、総返済額や一定期間経過後の借入残高は多くなること。
- (5) クレディセゾンのフラット50は、融資実行後、ただちに住宅ローン債権が住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託すること。
- (6) クレディセゾンのフラット50は、債権譲渡後も融資金利・返済期間等の融資条件は変わらないこと。
- (7) クレディセゾンのフラット50の元利金の返済、返済期間中の管理業務は機構からの委託により、貴社が行うこと。
クレディセゾンのフラット50を繰上返済の際は、1ヵ月前までに貴社に申し出ること。また、一部繰上返済の際は、繰り上げて返済する額(元金)は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となること。なお、機構が提供するご返済中のお客様向けインターネットサービス「住・My Note(すまいのーと)」を利用する場合、一部繰上返済額(元金)は10万円以上から可能となること。
- (8) 原則として、融資対象物件について物件検査を受け、適合証明書を貴社に提出すること。また、検査費用は自己負担となり、適合証明機関により異なること。
- (9) クレディセゾンのフラット50は、長期優良住宅の認定を受けた住宅が対象となること。
クレディセゾンのフラット50の団体信用生命保険には、「新機構団信(一般)」、「新機構団信(夫婦連生)」および「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し加入できること。また、加入後の変更ができないこと。なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入できない場合は、死亡・身体障害状態など、私に万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできないこと。
- (10) 融資対象住宅の譲渡と併せて当該融資対象住宅を取得する第三者にクレディセゾンのフラット50の債務を承継することができること。ただし、当該債務の承継について機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、当該債務の承継が行うことができない場合があること。
この住宅ローンは、私または親族が住む住宅の建設、購入または借換えの資金として利用するものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としては利用できないこと。投資用物件の取得資金として利用した場合、融資金の残債務を一括して返済することとなるので十分に注意すること。セカンドハウス取得の場合は、私本人がセカンドハウスとして住む住宅の建設、購入または借換えの資金として利用するものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としては利用できないこと。また、借入後いかなる事情があっても、住宅ローンの融資対象となった住宅を自ら使用せずに第三者に使用させることはできないこと。投資用物件の取得資金として利用したことまたは融資対象住宅を自ら使用していないことが判明した場合は、融資金の残債務を一括して返済することとなるので十分に注意すること。また、返済中に、私本人が実際にセカンドハウスとして使用していることを書面、電話、現地調査等の方法により確認される場合があり、この確認においては私本人が住んでいることを証する書面の提出を求められる場合があること。
- (11) この住宅ローンの融資額は融資の対象となる所要資金額の9割が上限であり、所要資金額および融資額は私が確実に確認すること。また、所要資金額、融資額または所要資金に関する貴社への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出る必要があること。万一、借入申込書の内容または貴社への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金の残債務を一括して返済することとなるので十分に注意すること。
- (12) 借入申込時において、貴社に対して虚偽の事実を報告するなど不適正な方法により借入れを行った場合および機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、フラット35S等の借入金引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額または機構が得ることができなかった額を機構の損害と見なし、その損害の補償として、それらの額を請求されることとなるので十分に注意すること。
- (13) 所要資金には機構が定める住宅の建設、購入または借換に伴う諸費用を含む事が可能であり、必要書類を提出することで、フラット50およびフラット35つなぎローンの融資実行時に融資を受けることができること。
- (14) 金銭消費貸借契約証書の収入印紙、抵当権の設定、変更または抹消に要する費用等は私の自己負担となること。
- (15) 本審査終了後、審査要件(私の勤め先、勤務形態、資金計画、融資対象不動産等)に変更が生じた場合には再審査となり、希望に添えない結果となる可能性があること。
- (16) この住宅ローンを外国籍の方が申し込む場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要であること。万一、永住者または特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金の残債務を一括して返済することとなるので十分に注意すること。
- (17) 貴社に提出した申込書類一式は、理由の如何にかかわらず返却できないこと。
- (18) ホームアシストローンの資金使途は、住宅購入・建築、住宅ローン借換え時に発生する諸費用を対象としていること。
- (19) 氏名等にシステム上で表示できない文字が含まれる場合、略字もしくはカタカナで表記される場合があること。

以上

【F50】(2023.4.1版)

※タブレット版